

平成 27 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 夫 班 長 兼 副 主 幹 加 藤 潤
主 事 須 田 拓 也

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐 藤 正 之	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之	建 設 課 長	藤 谷 博 之
商 工 課 長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	佐 藤 均
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	文 化 財 保 護 課 長	齋 藤 一 樹
農 業 委 員 会 事 務 局 長	平 野 清 克		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成27年12月15日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより通告外の質問は認めておりませんので注意してください。順番に発言を許します。はじめに、8番飯尾明芳議員の一般質問を許します。8番飯尾議員。

【8番（飯尾明芳君）登壇】

●8番（飯尾明芳君） 8番飯尾でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、大きく四つの問題について質問いたします。

昨日ですけれども、同僚議員からの質問の中でダブるところが多々ありますので、ダブるところは答弁はおりませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、一つ目、環太平洋連携協定（TPP）について。

TPPの大筋合意により、日本が保護を求めていた農業重要5項目586品目のうち、約3割の174品目の関税撤廃が決まりました。日本の全ての農林水産物は2,328品目で、このうち81%の関税を撤廃することになりました。また、工業製品を含めた全品目では、95.1%で関税を撤廃することとなっています。

日本が結んだ経済連携協定では、過去に例のない自由化率となり、市場解放の水準は未知の領域と言えるほど高いものと言われており、とりわけ農業分野では生産者に大きな動揺をもたらしています。これらを受けて、にかほ市議会でもTPPに関する請願を採択しています。

そこで質問です。

共同通信社が全国の知事及び市町村長に対して行ったTPPの大筋合意への賛否アンケートが11月14日に公表されました。賛成23%、反対37%、県内では賛成2市町村となっています。

(1) 番の答弁はおりません。

(2) T P Pの大筋合意により、市に与える影響は、金額でどのくらいと見込んでいますか。

(3) 由利本荘市、秋田市では、市独自の対策本部を設置していますが、本市は由利本荘市やJ Aと連携して対策本部を設置するつもりはありませんか。

大きく2番目、T D K研究所を誘致することについて。

故斎藤憲三氏によって創設されたT D K株式会社は、この12月で創業80周年を迎えます。2015年3月期の売上額が初めて1兆円を超えました。また現在、本市と由利本荘市に250億円を投下して新工場を建設しています。このように、一見すると業績は順調であり、積極的な設備投資も行われていますが、数年来の工場再編を見るに、これを決して楽観的に捉えることはできません。むしろ好調な時期こそ市としての同社へのアプローチが重要と言えます。

今年の7月に発行されたフィデア総合研究所の情報誌「フューチャーサイト (No. 69)」にT D K社長上釜健宏氏とフィデアホールディングス取締役会議長町田睿氏の対談が掲載されていました。その中で上釜社長が述べていたことに「秋田に研究所をつくり、新卒採用も含め、地元での採用を考えています」といったくだりがあります。——この質問書がですね12月1日だったものですから、12月7日の新聞報道では、上釜社長が景気に左右されることなく若い人をコンスタントに入社させ続けることが大事だと。秋田には研究拠点もつくらなければならないと考えていると、秋田大学、県立大学、国際教養大学にいる秋田出身の学生にT D Kの開発部門に入ってもらい、創業の地を電子部品で発展させていきたいと、そう語っております。言われるところの研究所が、どのような内容で、どのような規模のものであるか不明ではありますが、同社社長が述べているような新卒採用を考えたものであれば、相当規模の研究所の可能性があり。仮にこの研究所が本市に誘致されれば、研究所の持つ特性から、一事業を誘致するものとは比べものにならないほど効果をもたらしてくれます。現在、市内のT D K工場は生産拠点の再編中にあります。建設中の稲倉新工場が完成した後、平沢地区にある鳥海工場が閉鎖されることになっています。例えば、この鳥海工場跡地に研究所が誘致できれば、市内の空洞化を回避することができますし、それ以上、効果を見込むことができます。

そこで質問です。市長には、この研究所の誘致に向けてトップセールスを仕掛けていただきたいと思えます。市長のお考えを伺います。

大きく3番目、旧小出小学校の活用について。

6月定例会において市当局は、同僚議員の質問に対し、どのように旧校舎を残していくのか結論を今年度中に示すと述べています。少子化により、今後、学校の統合や再編が進むことが予想される中で、この旧小出小学校の活用の仕方が新たな地域資源としての方向性を示すこととなります。官設民営や民設民営など多様な生かし方が考えられます。

先般、産業建設常任委員会で県の東京事務所に訪れた際に、「今後は、廃校を利用しての企業立地も視野に入れた取り組みが求められます」との説明を受けました。秋田県五城目町による廃校の貸しオフィス活用「町地域活性化支援センター」の取り組みも新聞報道されていました。本市においても検討に値すると思えますが、市長の考えをお伺いします。

大きく4番目、熱回収施設の活用について。

現在建設中の熱回収施設は、2炉をもって16時間稼働し、800度Cの熱を発生させるものです。当初は、この施設から発生する廃熱を利用していくという方向性を示していましたが、一部場内施設には循環させますが、場外への供給を断念し、パンフレットからも削除しているようです。同施設から廃熱の利用をあきらめるべきではないと思いますが、この廃熱をハウスに利用するなどして農業の6次産業化に向けた取り組みを進めるべきと考えます。市長の見解をお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、飯尾議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、TTP大筋合意に対するアンケートについてでございますけれども、これについては昨日質問された鈴木議員にお答えしたとおりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(2)のTTPの大筋合意により、市に与える影響は、金額でどのくらいですかという御質問でございますけれども、これについても昨日の質問に対して若干お答えしておりますが、国ではその試算を現在やっているところであります。県では、国の結果を考慮しながら県の影響額を試算するとしておりますけれども、市といたしましても県の試算額を踏まえながらどの程度影響額が出るのかを試算してみたいと思っておりますけれども、ただ、これは年数がたってみないと本当に分からない数字ではないかなと思っております。いずれにしても、できるだけ実態を把握しながら推計をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

次に、市の対策本部の設置についてでございます。

現在、由利地域振興局、由利本荘市、JA秋田しんせい農協、にかほ市の四者で由利地域農業振興課題検討会議を今年4月に立ち上げまして、さまざまな農業振興策についての意見交換を行っております。

10月16日開催の検討会議では、TTP大筋合意に対しての情報交換や県の対策大綱を作成するための農業者の意見をどのような方法で収集するか、こうしたことも検討しているところであります。

また、11月16日には金浦庁舎において、TTP協定大筋合意に係る意見交換会を、農業者7人、振興局、JA秋田しんせい農協、市が構成員となりまして開催をしているところでございます。

現在はこのようにそれぞれの立場でTTP大筋合意についての情報交換、意見の取りまとめを行っておりますけれども、今後は国・県の具体的な対策が公表された場合においては、にかほ市に合致した具体的な施策を策定するために対策本部を設置してみたいと、そのように考えているところでございます。

次に、TDK研究所を誘致することについてでございます。

研究所の誘致に向けたトップセールスという御質問でございますけれども、TDKとにかほ市は、昭和15年、平沢に分工場ができて以来、斎藤憲三初代社長、山崎二代目社長をはじめ、代々の社長さん方との創業地に対する思い、それにこたえるという形で信頼関係を構築して今日に至っているものと、そのように考えております。

大変競争の激しい中で活動されている企業でございますので、その事業展開に対しては、地域が足かせになってはならない、そんな思いを持っておりましたけれども、こんな思いをもとにして上

釜社長には上京のたびに本社を訪れてさまざまな要望をしているところであります。

先ほどお話ありましたが、上釜社長とフィデアの町田取締役会議長との会談、あるいは創業80周年の、これは12月7日のさきがけ新聞になりますが、先ほど御案内のように研究施設の拠点をつくりたいというふうな記事もございました。これは御承知のように、各工場には研究スタッフがいるんです、現在も。それで私は何年か前から、何とかその大学卒業を本社採用でなくて、この地元で採用してほしいと、研究者を。これはもう二、三年前から社長には直接お願いをしているところであります。ですから、これはですね、どうしても本社で採用されて、こっちに来ると、大概是単身赴任なんです。ですから、大学卒業者がここで採用されると、ここに定着する可能性が大きくなるわけですから、私は大学卒の秋田での採用をこれまでもお願いしてまいりました。ですから、研究施設の設置がどういう形になるかは今の状況では分かりませんが、こうしたことも含めて改めてお願いはしてまいりたいと、そのようにしているところでございます。

次に、旧小出小学校の利活用についてでございますが、これについても昨日質問された鈴木議員にお答えをしておりますが、公共施設の再編については平成28年度中に国の方に届け出をしなければなりません、総合戦略の中で、この空き校舎についても民間活用を基本にしながら5年間は、この期間はいろいろ検討していきましようということにしておりますけれども、御質問のように地域活性化支援センターとしてオフィスを五城目町のように貸すというふうな御提案があったわけですが、貸し手がいればいいんですが、貸し手がいなければそういうセンターをつくっても、結局は空き家になるか、あるいは空いたままになるか、あるいは地域の公民館的な形のもので使われるのではないかなと思っております。ただ、昨日もお答えしましたが、公民館は今三つあって、これをどうするかということも一つ大きな頭の悩むところでもあります。ですから、こうした地域的な公民館については、いろいろ小出地区にも、あれは「けやき」ですか、そういう形の施設もありますし、そういう形のもは現在のところは考えておりませんので、いずれにしましても、今年も含めて5年間の中でどういう利活用ができるのか、それはさらに検討を加えていきたい、そのように考えております。

次に、熱回収施設の活用についてでございます。

廃熱の場外供給については、計画どおり敷地の境界まで配管を敷設して、熱源を供給できるようにしております。

御質問でパンフレットから削除してありますが、これについては、起工式の際、主催者である施工業者が参列者用に作成した資料というものでございまして、本体工事の対象案でございましたから、誤解を招いては悪いということで、その部分は外したと、そのように伺っております。

そこで、熱回収施設の廃熱を利用する方法の一つとして、農業ハウスの整備も十分可能であると考えております。ただ、先ほど質問の中にもありましたが、16時間稼働ですので、農業ハウスで活用すると、やはり蓄熱するような設備も備えていなければハウスとしては、これはできないわけですので、そういう施設も考えていかなければなりません、最初から6次産業化に取り組むという形のものじゃなくて、どういうものをやるかと、これが大切だと私は思っております。これまで候補地を選定する際に説明会を何回かしましたけれども、ここにこういう形で廃熱が出ますから農業ハ

ウスの形のような形でやってみませんかという問い掛けは、この説明会のたびにやってまいりましたが、残念ながら希望する方はおりませんでした。おりませんでしたけれども、これからさらに広報等で、あるいは地域に行って周知をしながら、できればそういう廃熱を利用した農業展開をやってほしいなというふうにして考えております。そして、そういう方が出てきた場合は、できるだけ国・県の支援策を活用しながら支援をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 飯尾議員。

●8番（飯尾明芳君） 二、三再質問をさせていただきます。

一つは、旧小出小学校の利活用についてであります。昨日、同僚議員の答弁の中でもありましたけれども、今日の新聞報道にもありますし、旧小出小学校の校舎利活用については、地方版総合戦略の計画期間である2019年度まで検討を続ける方針を示したと。これまでは来年度中に公共施設の管理計画を国に提出しなければならないことから、年度内に結論を出すとしていた。企業や団体から提案があることから、民間利用を探っていくということですが、どちらを選択するのか伺います。

あと、TDKの研究所誘致については、ぜひ強く進めていっていただきたいと思っています。

あと、熱回収施設については、建設する時点では廃熱利用することが、補助金がありました。一部場内施設に循環できることで建設を進めていますが、これでいいのか伺います。以上です。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 旧小出小学校については、どちらを選択するのかというふうなことの質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、公共施設の再編を含めてですけれども、これについては平成28年度中に国の方に提出しなければならないという思いできましたけれども、その中で旧小出小学校については、先ほど申し上げましたように総合戦略を策定する段階でいろいろ議論した結果、やっぱり地域の思いというものもその中から出てまいりまして、やはりコミュニティ形成の中で5年間はどのような利活用ができるのか検討してまいりましょうと。ただし、5年間たっても活用方法がないとすれば、解体の方向に向かわざるを得ない。このことについては昨日も申し上げましたけれども、例えば民間企業、あるいは地域の皆さんがいろいろ自治会長会からも提案もらっていますけれども、そういうことをNPO法人なども立ち上げながら、やっぱり自分たち地域を良くするために地域も頑張ろうというふうな取り組みが出てくるような場合であれば、当然行政としてお手伝いはしていかなければならないということですので、まず選択というお話ですが、5年間は利活用について検討してまいりますということでございます。

それから、廃熱の利用でございますけれども、場内の融雪、これについては使います。それでも熱量は余ります。当然、雪のないときはまるっきり余るわけですから、だからこの熱を使った、特に前川地区の皆さん、このあたりの方々、農業者が田んぼを作って、ハウス、そういうものをやりたいということであれば、そういう意欲ある方に対しては応援をしていきたい、そういうことでございますので御理解をいただきたいと思っております。

●8番（飯尾明芳君） 質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで8番飯尾明芳議員の一般質問を終わります。

次に、4番佐々木春男議員の一般質問を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、環太平洋連携協定の大筋合意についてお伺いいたします。

T P P交渉に参加する国会決議は、農産物の重要5品目、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物を聖域として、数年かけた関税撤廃も認めないとするものでしたが、この重要5品目について極めて重大な譲歩を行いました。それにとどまらず5品目以外の大部分の農林水産品についても大幅な関税の撤廃、引き下げを約束するなど、農林水産業に深刻な打撃が懸念されます。その上、11月5日に明らかになった協定案では、関税を撤廃しなかった品目についてもT P P協定発効から7年がたった後に農産物輸出国と協議するという条項が入っております。今回は関税を残した各品目でも、さらなる開放が迫られるということになります。

日本農業新聞による農政モニターの意識調査結果では、大筋合意は農産物の重要5品目の聖域確保を求めた国会決議に対して「違反する」と答えた人は69%、「遵守している」は7%、また、大筋合意でみずからの経営が悪化すると考えている人は70%にのぼり、特に専業農家に「悪化する」と回答が多かったことは、担い手の将来展望を奪う内容であると言えるのではないのでしょうか。

アメリカ国内では、製薬業界、労働組合、市民団体や複数の大統領候補を含む有力国会議員から批判の声が出されており、予断を許さない状態だと言われております。

現政権は万全な事後対策を行うことで国会決議は守られるとして、交渉の内容も明らかにしないまま対策を協議し、批判をかわそうとしておりますが、今示されている事後対策は規模の拡大と品質格差による輸出の拡大です。そこには企業の農業進出を進める狙いがあるように見えます。これでは地域で頑張っている、現に生産に携わっている多彩な担い手を排除することになり、地域農業も地域の活性化も不可能です。地域農業と多くの生産者が展望を持てる政策への転換を図るためにも、T P P大筋合意、農業分野の大幅譲歩を撤回させることが不可欠だと考えます。

国会決議違反の大筋合意及び関税の大幅譲歩についての見解をお伺いいたします。

次に、誘致企業D i oジャパンの補助金不正受給の国の最終報告の発表を受けて、それに関連して質問いたします。

東日本大震災の復興を目指す国の緊急雇用創出基金を受託したD i oジャパンの破産問題で、厚生労働省の最終発表を受けて市当局から説明いただいたところでございます。

当市では、プレステージ社から事業を引き継いでいただき、また、賃金未払いの問題も80%の支払いでしたが一応解消するなど、市当局の被害の拡大を防いだ努力と実績は評価するものであります。

厚生労働省の報告には、事実経過などには触れられているものの問題が発生した原因と責任については触れていないと見受けられます。また、同事業を推進した国の責任を曖昧にし、不適正な支出の額は、本来、関連子会社やD i oジャパンから返済されるべきものであるが、破産等により残余財産がなく、返還が見込まれないような状況にある。基金事業は国の交付要綱に基づき県が基金

を造成し、県の補助要綱により実施主体である市町に寄附されるという事業スキームであり、不適正支出額が早期に基金に戻されるよう、引き続き適切に対応していくこととしているとしています。これは不適正支出の全責任を市に転換するもので、全くおかしい話であると思います。県も推進役を果たした責任は免れないのではないのでしょうか。市の説明では、国が県と連携を取りながら適切に対応していく必要があるものと考えたことでしたが、そのためにも次のことについて伺います。

国に対して原因究明と責任の所在の明確化を求めるべきではないのでしょうか。

二つ目、岩手県では市や町に補助金返還を求めない方針のようですが、秋田県でも同様の対応をとるよう求めてもよいのではないのでしょうか。

次に、3番目の住宅リフォーム制度の継続について伺います。

住宅リフォーム制度は、施工業者からも利用者からも大変喜ばれ、経済効果もある制度として県も認め補助してきた制度であります。近年、利用者数は減少傾向にあると伺っておりますが、需要はまだあると思います。県にも働きかけながら制度の継続が必要だと考えます。住宅リフォーム制度の継続についてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

環太平洋連携協定（T P P）の大筋合意について、国会決議違反及び大幅譲歩についての御質問でございます。

御承知のように平成25年4月、衆参におきましてT P P交渉に対する国会決議が採択されております。その内容は、米や麦などの農林水産分野重要5品目を聖域といたしまして、それを確保できない場合は脱退も辞さないという8項目からなるものでございました。その後、今年の10月5日、米国アトランタで開催されたT P P閣僚会議において日本の参加から2年強を経て大筋合意に至ったところでございます。

この合意については、安倍首相は、農産物の2割近くを関税撤廃の例外にできたとして、国会決議の趣旨に沿う合意を達成できた、そのような認識を示しているわけであります。

しかしながら、一部野党や農業関係者などからは、国会決議に違反しているなどの意見がマスコミ報道などにあるわけでございます。

御質問についてであります。T P P大筋合意の内容に対する国の政策大綱は11月25日に示されておりますけれども、具体的な対策は平成28年秋以降となっておりますが、市内の経済活動状況、こうしたことなどを踏まえますと、賛成反対どちらの立場でもなく——どちらとも言えないというような形で共同通信社のアンケートにも答えているところでございます。

ただ、共同通信社のアンケートの回答については、鈴木議員にもお答えしたように、T P Pの大筋合意が表明され、政府ではこの取り組みで私たちの生活を豊かにしてくれると強調しておりますけれども、農業分野において今後どのような施策で新たな食料の安全生産、安定供給を図り、食料自給率を高めていくのか、あるいは農業所得の増加に、どうつなげていくのか、このことを国民に

示した上で協定——まだ大筋合意ですから、相手がある話ですから、今、アメリカの話もありましたけれどもね、こういうことを踏まえながら協定への締結へと進むべきであるし、そうした全体的なことを踏まえながら支援策を強化してほしいというふうな共同通信社のアンケートの自由に記載するところには、そうした意見も述べさせていただいたところでもあります。

次に、D i o ジャパンの国の最終報告についてであります。

(1)、(2)——兼ね合いありますけれども、国から発表された最終報告は、にかほ市が仁賀保コールセンターに委託した緊急雇用事業において補助の対象とならない不適正な事案についての報告がございまして、不適正な事案の詳細については、さきに開催した議員説明会の方で報告をさせていただいたところでもあります。

仁賀保コールセンターにおける不適正とされた事案は、機械のリース契約にかかわる瑕疵、オペレーター研修とは認められないO J T研修などがございしますが、これらの補助事業を執行する上で不適正から生じた事業費の返還は、本来は会社が残っていれば会社に請求して戻してもらうこととなりますけれども、それができないという状況にあります。会社が倒産してしまったということできない、そういうふうなものがございします。

ただ、事業主体として緊急雇用創出基金を活用して当該企業に事業を委託したのはにかほ市でございしますから、まことに遺憾ではありますけれども、その責任の一端はとらざるを得ないのではないかなと思います。ただ、この事業を全体的に見た場合、当市においてはコールセンターオペレーター人材育成事業として平成24年12月から平成25年4月からの2回に分けて、それぞれ1年間にわたって事業を実施してきたわけですが、一部事業費において不適正になったとはいえ、大変厳しい雇用環境に置かれていた中で緊急的に200人を超える雇用が図られ、また、それに基づいて行われた人材育成研修事業は県の基金事業として採択されて、事業計画に沿って行われてきたものと私どもはそのように認識をしております。

また、この緊急雇用事業による研修が行われたことによって、次の雇用につながった、新しい企業から雇用を抱えていただいたということで、今新たな事業展開をしておりますので、これは大変不幸な事態ではあります、成果としても捉えることはできるのではないかなと思います。

いずれにしても、これからも県といろいろ協議をしながら国の方に要望をしてみたい、このことについては、さきの県議会の一般質問でも知事が答えているようですが、国との話し合いをこれからもしていきたいというふうな記事がございました。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、事業主体はにかほ市が実施したということ踏まえ、責任の一端はとらざるを得ないのではないかなと、議会からも理解をいただいて責任をとらざるを得ないのではないかなと思っております。

(2)については、担当部長からお答えをさせます。

それから、次に住宅リフォーム支援事業についてでございますが、平成28年度、来年度も引き続き実施してみたいと思っております。これは県でも同様な方法で考えておりますので、県と連携しながら取り組みをしてみたいと思っております。

この事業については、平成22年度から実施しておりますけれども、平成27年11月末現在ですが、

対象工事費が38億6,000万円、それに対して市の助成金は1億3,030万円、請負業者数が延べ508社と、これまで地域に多大な経済効果をもたらしたのではないかなど、そのように考えておりますので、平成28年度も継続して実施してまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、(2)番の御質問にお答えをいたします。

岩手県では市町に補助金返還を求めない方針のようですがという御指摘でございますけれども、これにつきましては岩手県の方に秋田県を通して確認をしていただきました。その中で岩手県からは、市町村に補助金の返還を求めないというような発言は今までにないと、こういうことでございまして、岩手県では返還を求めないをはっきりさせてございません。

秋田県でも同様の対応をとるよう求めてもよいのではないかということでございますけれども、これまで国、あるいは秋田県の方といろいろ協議を行ってまいりました。その中で秋田県の方に対しましては、返還金の縮減をいろいろ協議した経緯がございます。今それも検討中でございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） T P Pについて、はじめに再質問を行います。

そもそも土地利用型の生産は、自然的・社会的条件からいって、広大な平野を持つなど条件に恵まれた諸外国との対等な競争には無理があります。関税はその重要な国境阻止であります。そこに農林水産団体や消費者団体、T P P交渉への参加に反対し、脱退を求めた要因があると思います。当市議会でも、先ほどのお話にもありましたように、秋田しんせい農協から提出されたT P P交渉の国会決議実現をとの請願を全会一致の賛成で採択し、政府に意見書を送付したことは御承知のとおりです。

農水省は、米、麦、野菜、果実など21品目、畜産、林産、果実など19品目に対する影響分析を発表しましたが、影響は軽微という認識で、一方、長期的には国産品価格の下落が懸念される品目が少なからずあるため、生産者にコスト削減などの国際競争力の強化を求めています。しかし、多くの農林水産物の生産者価格が輸入圧力やスーパーによる価格破壊と家計収入の減少などで低下しています。

また、円安による肥料などの経費増大も深刻で、規模拡大、コスト低減の努力が間に合わない状況にあります。肥育農家では、肉の生産まで5年から6年が必要とされ、農地も狭い条件のもとで輸入飼料への依存度も高く、そんな中での関税大幅譲歩ということで経営の撤退をも視野に入れているなど大変な状況を話してくれた農家もいました。

また、このT P Pの協定の中にI S D条項がありますが、I S D条項というのは私は当初、裁判所で争うものだと思っておりましたが、投資家と国家の間でのやり取りだそうでありまして、韓国のF T Aのこの協定の中では、韓国では身の回りで取れたものを食べるのが健康に良いと身土不二の考え方から、学校給食で地元食材を優先的に使う条例がソウル市など地方自治体で制定されておったそうですが、韓米F T A発効以降、これが米国産食材の排除につながるとして協定に含まれるI S D条項で訴えられることを恐れ、韓国政府は各自治体に地産地消の条例をやめるよう指示して、その結果、米国産農産物の選択の余地を残す表現になったと、そうせざるを得なかったとい

う記事もあります。

また、政府が概要しか発表していないことから英語原文の読解を進めているグループもあるようで、その中で、その読解を通して得られたのを報告した内容を見ますと、農民連の真嶋良孝副会長は、農産物重要5品目を守ろうとした国会決議に違反しているとし、政府の大綱を批判したと。その中で、畜産の価格安定対策に言及し、財務省との折衝次第で将来にわたる財源が確保できるか危機感は大い。牛肉関税が激減しても対策の維持が約束できるのか疑問が残る、そういう疑問視しております。さらに、発効7年後からは米国などとの再協議が規定に盛り込まれていることから、市場開放の圧力は際限なく続くだろう。現時点で政府が対策をするから問題ないと判断することは非常に危ういと、こういうふうな警告をしておるところであります。

アメリカやEUなどが農産物輸出に対する補助制度や農家に対する直接支払いなどによって農家の所得の多くを政策的に補償しているのと違い、日本は農業保護を次々と削減してきており、その上での関税撤廃、引き下げですから、農業者に与える打撃は計り知れないものがあると思います。多様な担い手の生産が継続可能になり、農業で暮らしが成り立つようにするには、この間行われてきた関税の撤廃、引き下げを撤回することだけでなく、価格補償、所得補償は不可欠です。かつて稲作の場合、生産コストと販売価格の格差を埋めるとして10アール当たり1万5,000円とした直接支払いが導入されましたが、自公政権はこれを2014年度には半減し、2018年度には全廃することにしております。こうした撤回、政策の後退、元に戻すことを含め、地域農業と多くの農業生産者が、展望の持てる政策の転換を図るためにもT P P大筋合意、農業分野の大幅譲歩は撤回させるしかないと私は考えます。その点について伺いたいと思います。

次に、D i o ジャパンについてですが、私も市には全く責任がないと言うつもりはございませんが、やはりそれを見逃していた責任の一端はあると思います。しかしながら、もとはと言えば先ほど市長おっしゃられましたとおり、国の緊急雇用創出事業として国において制度設計されたものであり、その不備が悪用された以上、国にも当然責任があると思います。2013年3月、D i o ジャパンは経済産業省主催の「おもてなし経営企業」に選ばれており、地域のサービス事業者が目指すビジネスモデルの一つとして国がお墨付きを与えたこともD i o の不正拡大に手を貸してしまったものと言ってよいと思います。

また、県も誘致に当たって推進してきたのも事実で、その責任も免れないものだと思います。これらの責任を、全て市に転化し、不適正支出の返還を市に求めることは、繰り返しますが、極めて不当なことだと思います。

私は国に対して原因究明と責任の所在の明確化を求めて、国・県に不当な返還要求を見直すよう働きかけるべきだと思います。宮城県議会でも共産党の県議、それから影響のあった市町の議員が県の方に見直すよう要請しておりますし、先ほど市長もおっしゃいましたように県議会でも共産党の議員がそのことについて質問しております。私たちも適切でないものには反対してやりたいと思っておるところでございます。どうか国・県に不当な返還を見直しするよう働きかけるべきだと思います。

それから、住宅リフォームにつきましては、県と連携してやるということで、大変市民も業者も、

そして市の経済にとっても喜ばしいことだと思います。大いに歓迎するものでございます。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） TPPのことについては、いろいろ佐々木議員が調査されたこともお話ありましたが、はっきり言って我々がそのTPPの内容全てを分かるわけではありません、はっきり言って。ですから、そういうお話されても、ああそうなのかなというふうにして聞く部分もあるわけですが、昨日もお答えしましたけれども、TPPの問題に限らず、今、米価は下落している。こういう中で、どう地域農業を守って発展的な形にしていくかということ、まずは私は考える必要があるんだろうと思います。今、本当に厳しいと思います。これが発動なれば。ですから、これは厳しいと思いますが、その前段で、どう経営体質を強化していくか、これがやはりにかほ農業に限らず課題だと私は思います。ですから、米から脱却した形で、どう収益性の高い農業展開をしていくか、これに農家の皆さん、あるいはJAの皆さん、市と連携をしながらですね、これからも引き続き花卉等の複合作物の取り組みに強化をしてみたいと思っております。

TPPの撤回するべきじゃないかということですが、政府はそういう形であります。ただ、昨日も申し上げましたが、やはり市長会などを通して、やはり農業者が農業経営ができるような支援策は講じてもらわなければならない、これは国の責任でやってほしいと思います。ですから、このあたりも秋田県市町会の中でいろいろ議論されると思いますけれども、こうしたことが東北市長会、あるいは全国の市長会から取り上げていただいて、政府、あるいは関係省庁に要望される流れとなっておりますけれども、そういう形の中での取り組みはしてみたいと思っております。

いずれにしても、農業者がこれから農業経営ができるような支援を国がどうやっていくか、それから、牛肉・豚肉の話もありましたけれども、これについては基金を創出して価格補填をしようというものは大綱の中にもあるわけです。それから、米については外国から新たに買い入れる部分は備蓄米として政府が買い上げて、これまで5年間保有ものを3年で放出して飼料米にすると、そういう大綱の中にもあるわけですが、そういうことを見ながらですね今後どういう形で地域農業にTPPが影響が出てくるのか見きわめながら、支援できることは支援してみたい、そのように思います。

それから、D i oジャパンのことですが、国にも責任がある、県にも責任があるということで先ほど担当部長からも答弁しましたけれども、これまである一定期間、いろいろな取り組みの中で国の責任というわけでもない、県の責任ではないと言いながらも、額は相当削減してきたわけです、話し合いの中で。ですから、これはやっぱり厚生労働省だけではなくて会計検査院というものもございまして、そういうことも会計検査院からも納得していただきながら、相当額を削減してきた。これは国からも厚生労働省からも頑張ってもらったし、県からも頑張ってもらいました。ですから、今、提示されている額1,800万某の額ですが、これについてもさらに県と連携をしながら、少しでも削減できるような取り組みができるのかどうか、これは知事も答弁しておりますから、取り組みをしてみたい。その上で議会の方に報告して、最終的にはやっぱり先ほど申し上げましたように、責任の一端としてにかほ市が返還をせざるを得ないのではないかなと、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 大変ありがとうございました。大筋合意がT P Pで決着したわけではございません。まだまだ今後さまざまな手続が必要であります。大多数の国民にとってT P Pは百害あって一利なしであります。T P Pストップに、市民の皆さんと一緒に私はずり組んでいくことを表明して質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（菊地衛君） これで4番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を11時15分からといたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時14分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。10番佐々木弘志議員の一般質問を許します。10番。

【10番（佐々木弘志君）登壇】

●10番（佐々木弘志君） 11時になりましたけども、改めておはようございます。

さて、秋田県出身の菅義偉内閣官房長官が再びふるさとに大きな夢と元気をくれました。それは、ふるさと納税に次ぐ企業版ふるさと納税です。しかし、豊かさを実感できるかどうかは、与えられたそれぞれの自治体が、どうそれを受けとめ生かせるかにかかっています。平成19年6月議会で、私は一般質問でふるさと納税を取り上げ、さらに平成20年3月議会で一般質問で取り上げました。そして平成20年5月1日、ふるさと納税制度が創設され、平成20年6月議会で三度このふるさと納税についての一般質問をしてきたところであります。その後の市当局の対処で、ふるさとを思う人々により、今まで寄附金、件数において、県内のトップクラスできたことは周知の事実であります。市当局の意識した対処に感嘆しながら、与えられた夢と元気と豊かさをさらに実らせるため、僭越ながらふるさと課の創設について質問いたしたいと思っております。

ふるさと課の創設について。

ふるさと納税に始まり、企業版ふるさと納税も浮上してきました。地方創生に向けて政府が検討しているとの報道がありました。平成28年度（2016年度）の税制改正大綱に反映されるようであります。この機会に、にかほ市の「夢あるまち 豊かなまち 元気なまちづくり」のために「ふるさと課」を創設し、まち・ひと・しごと創生の柱としてはどうでしょうか。お伺いいたしたいと思っております。

1、都会と違い、保育施設環境や介護施設環境の良さをアピールし、さらなる保育環境充実のためにふるさと納税、企業版ふるさと納税を財源とする。

2、保育時代を過ごしていただく、あるいは里帰りしてきた方などの住まいに空き家等を活用する。

3、企業版ふるさと納税を企業誘致の足がかりとし、情報を交換する。

4、地域特産品の掘り起こし、開発につなげる情報収集をする。

- 5、地域企業への補助、創業企業への補助、アドバイスをする。
- 6、ふるさと出身者、その家族にアプローチして、ふるさと回帰をアピールしていく。
- 7、ふるさと出身者でリタイヤした方に、1ないし3シーズン、ふるさとに回帰するようアピールする。
- 8、ふるさと出身者の現役世代には、ふるさとにかほ市の祭りなどイベント情報や景観、食等、すばらしさの情報を提供していく。

以上、とりあえず末広がりのもりで8点ほど理由を述べましたが、できる限りふるさと出身者の情報を集めるために、「ふるさと課」、あるいはそれに類似した庁内横断的な組織を創設してはどうか、お伺いしたいと思います。

なお、ふるさと納税、企業版ふるさと納税は、それぞれの自治体にとっては、もろ刃の剣にもなるものであり、腰を据えて意識高く対処すべき大きな課題であることを老婆心ながら申し添え、質問といたしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと課の創設という御提案でございます。

ふるさと納税、産業振興、移住・定住などを一体的に事業展開していくことは、総合戦略においても非常に重要なことだと認識をしているところであります。総合戦略の中に「お仕事支援センター（仮称）」、その創設をうたっておりますけれども、これについては昨日も若干触れましたけれども、新年度の新たな組織として立ち上げをしまいたいと思っておりますが、ただ、お仕事支援センター（仮称）というのは、ちょっと余りいい名前でないので、それにかわる名前をつけながら新しい組織を作り上げてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

特に移住・定住、産業振興、産業支援、あるいは雇用の確保、空き家利用等も含めて横断的な取り組み、これがやはり効果を発揮していくためには、これが一番大切だと、そのように考えているところでございます。

また、ふるさと納税については、現在も納税者の思いにこたえるために寄附金の使い道を知らせていただいております。一つとしては、豊かな自然環境や美しい景観の保全、二つとして、伝統芸能や地域文化、史跡等の保全、三つとして、環境保全、環境浄化、循環型社会の形成、四つとして、子供たちの教育環境の充実、五つとして、福祉・産業の充実、六つとして、防災対策、復興支援、そして七つとして、その他御自身の思い、こういうものを述べていただきながら寄附をしていただいて、毎年度それぞれの思いに少しでも役立つような形で予算を配分しているところでございます。

ふるさと納税につきましては、おかげさまでお返しの特産品、これ平成27年度で充実をいたしました。そこで、11月までに寄附件数が1,012件、金額にして1,893万5,615円というふうになっておりますが、今定例会にも、さらにこの寄附額がふるさと納税は伸びてくるだろうということで、お返し品という形で補正予算もお願いしているところでございます。

先ほども申し上げましたが、お仕事支援センター（仮称）については、名称をより良いものに変

えながら、新年度より機能させてまいりたいと、そのように思いますが、佐々木議員の御提言を十分踏まえながら新たな組織を立ち上げてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木弘志議員。

●10番（佐々木弘志君） 真摯な答弁、誠にありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

最初の質問の中でも数々のふるさと課創設の理由があるように、多くの課にまたがる課題があるわけであります。これは市長も先ほどの答弁で、よくお分かりのことと思います。

1の保育については、国の対策は主として、いわゆる都会の待機児童に重点を置いているのであります。今までの国の施策を見ますとですね、あるいはテレビ等の報道なんかを見ますと、重点的にその待機児童に対してどうしようかということ述べているようです。しかし、にかほ市においては待機児童はゼロと思われます。この前、私ども議会報告会の中で、保育協議会の皆さんとお話しましたが、ほとんど定員ちょうど、あるいは若干少ないぐらいなものでありました。待機児童もないような形でございました。

また、保育料の保護者負担も、従来から私も申し上げておりますが、軽減されておりますし、これは市になってからもずっとこういう、にかほ市の保育料の保護者の負担が軽減されているわけがあります。

介護にしても都会に比べまして大変手厚い施設の数があります。このメリット、保育の安心、老後の安心を、自信を持って訴えていきたいものだと思っております。

保育のことと反対側にあるその老後の安心については、例えば旧——地区で言うと、また市長から地区のことでどうのこうのとありますけれども、とりあえず例として、かつて5,000人のまちの人口の中に50人の特養施設があったということで、私が当時の議会の皆さんと葛飾区にですね視察に行ったときに、その担当の議会の方からお話聞いたんですが、当時40万人でしたかね、一つしかない、大変そういうことで困っているんだけど、それに充てるそういう土地とかそういうものはないという形でかなり困っていたようなお話でございました。現在も都会においては、そういう介護について、あるいは保育について、極めて劣悪な環境にあると思います。これがにかほ市にとって大変なメリットになると、アピールする大きなメリットだと思います。

それから、空き家問題ですけれども、長らく負の問題とされて悪者扱いにされてきましたけれども、こういうことから保育時代をですね、このにかほ市で過ごしていただく。また、リタイヤした方の、いわゆる定年退職なされた方の第二の住居、あるいは現役世代でも、いわゆる別荘として活用できないか、こういうことも提案していいのではないかなと思います。

三つ目の企業版ふるさと納税は、まさにこれはふるさと納税ともどもチャンスという形で捉えていったらいいのではないかと思います。納税をお願いしつつ企業誘致の情報を、いち早くキャッチする場面が与えられるものと思います。

四つ目の地域特産品については、返品については先ほど市長も答弁なされましたが、にかほ市も約40%程度の返品品の予算を見込んでおるわけであります。どこの自治体でも大なり小なり対策を練っておるようであります。にかほ市では、これもまた大チャンスと受けとめ、地域特産品を総

動員してみて、さらには6次産業を手段として農畜産物産品の開拓から新特産品、新特産物の開発まで力を入れていただきたいなと思います。

先般、私どもの会派で朝来市の道の駅「但馬のまほろば」というところを研修視察してまいりました。100%民間の株式会社が運営なさっておりました。第三セクターではありません。実際に建物、道の駅をつくったのは国土交通省であり、朝来市であります。朝来市から管理者として委託されまして、株式会社、100%の民間業者がそれを運営なされておりました。

そこで、なぜこの会社が、我々もその視察に行かなければならなかったなと思ったんですが、誠にそのお客さんもすごく、繁盛しておりました。それから、その会社そのものがですね、自由にその地元の但馬の地域、いわゆる朝来市という自分の市だけじゃなく但馬という地域の特産物を集めて売っているというような形で、道の駅でありますけれどもそういう形で地域に貢献すると。さらには発展させまして、こういうことを今やってるんだとおっしゃいました。「緑の風農場」というものを立ち上げて、現在、大企業2社と商談中であり、そのうちの1社は既に2人常駐させていると。その朝来市にですね常駐させているというような形で、大変参考になるところでありました。道の駅自体も旅行の口コミサイトである「トリップアドバイザー 行ってよかった道の駅ランキング」で全国2位というような形でございました。

ここで、特産品の中で、あえて私がこの道の駅を挙げたのは、ふるさと課の窓口、これを道の駅でも最も適しているのではないかなというふうにも考えたわけであります。それにつけ加えれば、にかほ市だけじゃなく、秋田県そのものも、ここにふるさととの情報を発信する窓口を入らせるべきではないかなと思っております。これは県のことでございますので、今すぐその返答はおりません。しかし、話の種として聞いていただければよろしいかと思えます。

5の地域企業への支援については、ふるさとに帰ってきて、例えば小さな店やりたいなとかそういう若い人、あるいは定年退職した人たちが何かやりたいなと、自分たちの今までのその職業の中で、あるいは全く違った分野の店をやりたいなというようなときに、やはり店舗を紹介したり——空き店舗一杯ありますからね、そういうものを紹介したり、あるいは店舗の新装改装するときには、手厚い補助金があるとかないとか、そういうようなお話も、やはりそのふるさと課でやっていただければなと思って提案したところであります。

それから、6、7、8の部分はそのまま同じでありますけれども、これはどうしても、ただふるさとにかほ市に来てくださいよという発信をでたらめにやっても、なかなか成果が上がらない。そのことを考えれば、もうここにいらっしゃる議員の皆さんもそうでありますが、行政の皆さんも同級会とか同窓会、あるいは行政の方は若い人が多いわけですけども、還暦、古稀、喜寿等の祝賀会、年忌の法事とかですね、結婚式等々あるわけですね。そのときの関係者、同級会の幹事とかそういう同級生、親せき、知人を通じて、また、その方々と連携しながら名簿づくり、組織づくりをするのがふるさと課であってほしいなと思っております。なぜかという、なかなか我々個人が一般的にその名簿づくりすると言いましても、個人情報とかいう壁がありますので、それをやはり克服するためには、こういう身近な同級生とかそういう方々を通じて、もういろんな情報をあげてもよろしいですかというふうな形でですね確認できると思えます。

なぜふるさと課なのかと言いますと、日本でふるさと課は、私余りコンピューター使いこなせないんですけども、インターネットで見ますと、たった一つしかないですね。九州福岡県の中に一つだけふるさと課というのがあります。それ以外はね、「ふるさと」という名称は一杯ついているんですが、その「ふるさと」を冠にしたふるさと振興課、ふるさと創生課、ふるさと再生課、ふるさとにぎわい課、ふるさと定住課、ふるさと交流課、ふるさと文化財課、ふるさと整備課、県ではふるさと県民局というのもありますね、福井県でした。それを合わせてもですね十五、六ぐらいしかないわけですね。まして、ふるさと課というのはたった一つ、九州の朝倉市というところだけです。住所、福岡県の朝倉市だけです。これはやはりこのふるさと課を作ったというだけで、ある程度のマスコミ対策にもなるんじゃないかなと思うんです。それだけで宣伝ができるのではないかなと思っています。なぜ宣伝しなきゃならないかという、皆さんも御存じの方もいるかもしれませんが、鹿児島県に20万都市の川内市があります。私はほとんど知らなかったですね。ラジオを聞いていたもんですから、てっきり「センダイ」というと宮城県の仙台だというふうにはばかり思っていたんですが、どうも何か報道内容でちょっとおかしいなと思ってじっくり聞いてみたら、鹿児島県の川内市だと。20万都市なんです。だから、にかほ市と言ってもですね、なかなか分からないんじゃないかなと思うんです。私たちは分かる、当然ね分かるわけですね。それで、視察行った先で、こんなこと聞きます。やっぱり道の駅は重点道の駅になっているんですね。当然いろいろインターネットを見て、ここの象潟「ねむの丘」というの、「キサカタ」と読めなかったというんですよ。だから、これは「象潟」と書いて「キサカタ」だというような形で説明したわけですよ。まずそれは一例として、そういうふうには私たちがにかほ市というの全部分かるわけですね。みんな分かるんだけど、ところが外から見るとなかなか分からないと。極端な話、秋田県が青森県の上にあるなんて、ざらに出ますからね、いろんな報道のアンケートなんか取ってみますとね。だから、そういうことを踏まえて、やはり何でもいいから少しく全国にアピールするような形、ふるさと課という形で、私がそれで「ふるさと課」を創設してはどうかというふうに申し上げているのであります。

それから、何よりもですね、ふるさとに帰ろうかなと少しでも思った人にとってですね、いろんな課を、先ほどのいろんな理由が——私、いろんな理由挙げましたけども、いろんな課をどうしても回らざるを得なくなるということで、せつかくふるさとに帰ろうかなと思ったところが、いろんな場面で相談する窓口がですね、そういう形でたらい回しされたら、せつかくのふるさとに来たいなというあれが失ってしまう、いわゆる幻滅させてしまうんじゃないかなと、そういうことで「ふるさと課」がいいんじゃないかなというふう感じたわけでありまして。このことについてもう一度市長、答弁いただけましたらありがたいです。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） さらに具体的にさまざまな提案いただきました。ありがとうございます。こうしたことも踏まえながらですね、これからは取り組みしてまいりますけれども、例えば保育料、これについては、今、国も県も新たな総合戦略の中で第二子以降どうするかということが出てきますので、さらに保育料の軽減等にはつながっていくのではないかなと、そういう期待もしているわけでありまして。御承知のように本来市が負担しなければならない市の負担分を、ほかに保護者の負

担の63%を市が負担して保育者の、これも保護者の軽減をしているわけですが、これはまたさらにこの国・県の施策を見ながら検討してまいりたいと思っております。

それから、団塊の世代がこれから、私も団塊の世代のトップですけどもね、都会の方では恐らく介護施設は不足ってきます、間違いなく。だといって都会の方で、すぐそういう施設をつくるような環境にはならないと思うわけです。ただそれをC C R C、元気な高齢者を都会から呼び戻そうという形のものも総合戦略の中に入っておりますけれども、問題はですね、そういう方々が来て、医療もあって、そういう介護になった場合は介護施設にも入れるという形の中をしながら誘致活動もするわけですが、ただ、そういう高齢者の場合は所得が少ない。所得が少ないから、当然市税として入ってくる金は少なくなる。そして、例えば不動産を持っていれば都会にある、その不動産は。その税金は、固定資産税は都会に納めるわけですよ。じゃあこっちの方に来ていただいて、介護施設に入った場合は、今の制度からすると介護保険の12.5%は、それぞれ給付費の12.5%は市が負担しなければならないわけです。ですから、税収は少ない、負担は逆に言うと多くなっていくということもひとつありますので、これは市長会の方でも問題にしていますけれども、これはやっぱりそのシステムを変えてもらわなければならない。ただ、今、法人事業税が大都市から国が一回集めて、税収の少ない方に地方交付税として配分するという案も出てきておりますので、このあたりを見ながら、やはり都会からのそういう方々の誘致、来てもらうという形のもの、これからの取り組みになるのではないかなと思っております。

それから、いろいろ話ありましたが、ふるさと納税の返戻品で一番人気の高いのが今のところ菜種油です。これが農家が作った菜種を搾油して、セットにしているんですけども、これが今一番人気です。ですから、特産品の開発ありましたけれども、これからもそういう形を通して特産品の開発は進めていきたいと思っております。

それから、道の駅、あるいは温泉保養センター「はまなす」、これは指定管理でにかほ市観光開発株式会社が経営、運営をやっているわけです。この株式会社は、旧金浦町時代の出資した2,000万円、これが資本金です。ですから、私も将来的に民間投資をして、民間が参入して組織として大きくして、例えば宿泊施設をもう少し充実していくとか、そういう取り組みもこの後は必要になってくるのではないかなという思いもあります。これが100%市が出身している株式会社が新しい宿泊施設を建てたとすると、民間圧迫になりますから、これはなかなか難しい。ですので、そういうことも含めて、これは検討しなければならない課題ではないかな、いつまでも市が100%出資の中でやっていく形よりも、民間投資をさらに高めて経営していく方が、より良い経営につながっていくのではないかなという思いはあります。

ふるさと会の挨拶の中には、いつもふるさと回帰の話、挨拶の中に入れるんですけども、ふるさと会でも二地域居住という形で、春から秋まではこっちにいて、それから冬はあっちの方に帰っていくという人もおります。ふるさと会の会員の中で。ですから、そういう形もぜひということを挨拶の中では言ってるんですけども、こういうことも含めて、これから進めていきたいなと思えます。

それから、私も来年70歳の歳祝いになりますけれども、歳祝いやるということですので、これは

名簿はね、難しいんですな、名簿は。今、ふるさと会の名簿も、全部住所地なんか割愛してるんですよ。やっぱり個人情報の関係あってね。了解をもらうという形になると、ちぐはぐって言えばいいか、これはこの人はだめ、この人はよいという形になっていきますので、このあたりは慎重に取り扱っていかねばならないのではないかなと思います。

いずれにしましても、名称の話もありました。どれがいいのか、ふるさと課がいいのか、ふるさと創造課がいいのか、これはこれから事務方で議論しながら来年の新しい組織につなげていきたいと思っておりますので、いろいろ御提言いただきましたことに感謝を申し上げたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木弘志議員。

●10番（佐々木弘志君） まだ時間も一杯あるようなので、再々質問いたしたいと思っております。

先般、田沢湖近くの廃校になった小学校で同期生40人ぐらいおりましたが、みんなと「ふるさと」というものを歌ってきました。先生はそのため雇用されている地元の方でありました。国語も習い、体育や給食もあり、あめ玉を1個もらってきました。これは給食があめ玉1個というような形でした。こういうような形で「ふるさと」ということはですね、この言葉は老若男女変わることなく、五感よく響いております。みんな、ふるさとにかほに帰ってくることを私も信じたいと思っております。

それから、先ほど高齢者が来るとちょっと経費がかかりそういう意味では、財政的に大変だと、確かにその点は分かりますが、やっぱりそれもターゲットを組んで、高額年金をもらっている方が一杯いるわけですから、その方を主として、主としてね、もちろんほかのところを差別するわけではありませんけれども、主としてそういうようなターゲットをすとか、また、前も一般質問の中でもお聞きしたことがありますが、今の高齢者がいただいている年金も、にかほ市が国からいただいている交付税よりも何倍も多かったですね。100億円以上のあれがあると。分かる範囲内でそんな感じでしたね。ですから、そういう面で年寄りは何ていうかお金がかかるということだけじゃなく、やはりそれだけのその使えるお金を持っているんだというふうに考えて、プラス志向で考えていった方がいいんじゃないかなと思います。

それから、はまなすの件も出ましたが、いろんな形出ましたけれども、せっかくお話ありましたので私の所見言いますと、やはりいろんなその企業を起こす、いろんなのをやってもいいんだけど、プラスになって、そして繁盛したら、それは民間に払い下げするというような形、いわゆるいいときにですね、秋田県の悪いところは、悪くなったらつづすか民間に払い下げするかという形。そうじゃなくて、いいときに分けてやると。そしてまた次の調整は、役所も民間も一緒になってやっていくというような形にしていった方が、にかほ市として発展していくのではないかな。これは明治時代がそういうような形で、明治から大正、昭和と、いわゆる金融機関もみんな国立だったわけですね。それが払い下げなって、あるいはほかの民間の銀行と一緒にあって、その当時、昭和の時代、昭和の後半、我々が就職するようなときに都市銀行というような形で出てきたわけです。ですから、よくなったらそういう形で、よいときにね、悪くなってからやると、それこそただで何とか引き受けてくれないかというような形になりますから、そういうことじゃなく、いいときに、そうすると当然ただではいきませんから、いいときに民間に移譲するわけですから、当然それだけの対価が入っ

てくるのではないかなと思います。ですから、商売のあれですけども、やはりいいときに、相手も得するような形で下げ渡すっておかしいですけどね、国ではありませんから、そういうような形でやったらいいのではないかなと思います。

最後にもう一度、ふるさと納税、企業版ふるさと納税は、もろ刃の剣であり、意識高く腰を据えて対処すべき大きな課題であることを申し添えまして質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで10番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。9番市川雄次議員の一般質問を許します。9番。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） では、私の方から大きく二つの質問をさせていただきたいと思います。

はじめに「市内にねむる宝もの」についてということです。

多くの方が、にかほ市にはいろいろな財産があると言います。それは、人、自然、伝統芸能、歴史資産や産業などさまざまです。それがときに、いろいろな人たちの努力によって「にかほ市の宝もの」として多くの分野で活用されたりしております。

その代表的なものとしては、例えば中島台、獅子ヶ鼻湿原などが挙げられます。最近では、20年前では考えられないほど県内外の人たちから脚光を浴び、多くの観光客を引き寄せています。

そんな中でも最近急激にファン層を広げ、県内外から注目を浴びているのが故池田修三氏と、その作品である木版画ではないでしょうか。その広がりや秋田県にとどまらず、全国的なものと言えます。

振り返ってみますと、私が子供のころ、象潟地区の友達の家に行くと、玄関先にかわいらしい絵が飾ってあるものでした。もちろんそれが当時は池田修三氏の版画だとは知らず、そもそも池田修三という名前すら知らずに、子供心にかわいくてきれいな絵だななんて感じたことを覚えております。

御存じのように、この一連の池田修三氏の世界の広がりや、秋田県のフリー雑誌「のんびり」編集スタッフが、たまたま秋田の知人宅で池田修三氏の版画を目にし、これにひかれたことによります。その後、取材で象潟地区を訪れ、そのすばらしさと地元の人々の深い関係性、旧象潟町時代には広報紙——「広報きさかた」ですね——の表紙、あるいは秋田相互銀行でしたか——の銀行通帳の表紙など、人々の日常生活に溶け込んだ姿を知り、これを広く多くの人に知ってもらおうとの活動から今日に至っているわけです。

考えてみますと、それは私の子供のころの体験と、そのときに抱いた印象を「のんびり」スタッ

フが同様に感じ取り、私たちにとって当たり前の光景を、より大きな世界に導き出してくれたのだと思います。そういった意味では、「のんびり」の皆さんのプロデュース力には改めて感心させられます。

このときまで地域の日常生活に密着していた故池田修三氏の版画作品は、私たちにとっては日常化し過ぎていたとも言えます。しかし、このことから、視点を変えてみれば、私たちが当たり前と思いきわぬにしているもののうち、多くの人をひきつけてくれるであろう力を持つものが、まだ私たちの周辺に眠っているのではないかと思わせてくれるのです。そのように考えた方が合理的ではないでしょうか。

市内には、十分に磨き上げれば広く評価を得て、にかほ市にとって相当の効果をもたらすであろうものが数多く眠っていると思われまふ。ただ、どこにどんなものが眠っているのかは分かりません。分からないからこそ、そのための発掘作業に取り組んでみることも面白いのではないかと思います。

その意味で、今回の故池田修三作品の掘り起こしは、良いヒントではないでしょうか。市内出身の画家や書家など芸術分野では不世出との評価を得ながら、志が成就することなく終息してしまった人はいると思ひます。そういった人々を掘り起こし、検証することで、本市全体が芸術、文化の風薫るまちとして成長することができるのではないかと思います。

そこでです、先般ある場所で絵をプリントしたセラミック製の丸と四角の飾りタイルを見る機会がありました。今回皆さんに配付させていただいた資料がそれに当たります。そのうちの左側の上二つになるんですが、これを聞けば、かなり前のある企業のノベルティ製品として製造されたものとのことでした。その図柄は、秋田の祭りのうちの四つを題材にして描かれたもので、素人ながらひきつけられるものを感じました。そこで、絵は誰が描いたものかということで尋ね回ったところ、金浦出身で、今では既に亡くなられておりますが、斎藤隆三氏のものだということが分かりました。好奇心から、さらに具体的にその人について聞き回り、完璧ではございませんけれども、追跡結果は次のような人だったということが分かりました。

多少話を具体化するために略歴を読ませていただきます。

略歴ですが、昭和13年、金浦町の飛に生まれております。金浦小学校、中学校、本荘高校を卒業し、武蔵野美術大学に進学、昭和36年に同大学を卒業しております。この年に国画会展——国展と言われるものですが——に初入選しております。国画会に学生で入選した例はなく、初めての快挙と言われ、将来を嘱望されるようになっております。

大学を卒業後、民間の東京の民放テレビの美術スタッフとして勤務する傍ら、数多くの作品を描き続けております。昭和52年には、日本三大展の国展にて新人賞を獲得し、翌年、ヨーロッパ研修の機会を得ております。昭和57年には、国画会の会友に推挙され、翌年からギリシャからイラン、パキスタンにかけての写生旅行をしております。その後も昭和61年に現代作家精鋭展——東京銀座で開かれるものですが——に出品するなど、活躍を続けておりました。

30歳を過ぎたころに秋田に戻ってきております。帰郷後、秋田市の平野美術館研究会主任講師となり、作品作りに専念するその傍らで美術教室を開き、中学生、高校生、秋田大学の生徒、学生に絵画を教え、秋田市内の緑屋デパートなどで個展を開催しておりました。

ここまでは順調な歩みを続け、拠点を秋田に移して創作活動に専念したわけですが、あることを機会に多少、不遇な状態になっていったようではございます。

この斎藤隆三氏の作品は、金浦地域を中心に市内のあちこちにあります。私の確認したところでは、先ほどの資料をご覧いただければ分かりますように、大きなものでは、非常に大きなものですが、白瀬南極探検隊記念館の玄関ホールに飾られた白瀬臺の図があります。小さなものでは、金浦駅の上にあります図書館「こぴあ」にある鳥海山の絵、あとは大小関係なく市内のホテルのロビー、皆さんもふだん目にしているんですけれども、市内のホテルのロビーなどにあります。

面白いのは、やはり金浦地域の多くの家々にあることです。斎藤隆三氏の作品は油絵であり、池田修三氏の分野や作品とは全く異なりますけれども、池田修三氏のそれと同様に、金浦地域の日常生活に溶け込んでいるという点で、地域の人たちに愛された作品であることがうかがえます。

斎藤隆三氏について、たまたまその作品を目にし、私も素人ながらに、生意気ながら本物と感じ、調べてみれば、やはりその経歴からも本物だったことを知りました。これも私のあくまでも個人的な見解にはなりますけれども――。

つまりです。市内には、まだまだ各分野で傑出した人物や作品が眠っているのではないかということです。であるならば、それをにかほ市の宝として世に出すことは、決してその人のためだけでなく、市全体のプロモーション、セールスにも役立つと思われるのです。故池田修三氏の作品に当てられた光を、これで終わらせるのではなく、きっかけとしてさらに拡大させていくことがあってもよいのではないかと思います。市長の見解をお伺いします。

二つ目です。芭蕉の森・九十九の森の管理についてですが、象潟向山地区にある芭蕉の森・九十九の森については、市民の森、あるいは集落周辺林として年間約200万円強からの管理費を計上して森林組合に管理を委託しているようではあります。

市当局の説明では、この森は集落周辺森林整備事業により整備区域を「芭蕉の森」と「九十九の森」と名称をつけ、2団地に分け、既存の枯損木・劣性木を整理し、広葉樹を植え、作業道・歩道を整備し、現在は市民が自然に親しみ得る場を確保し、市民の健康と福祉の増進を図るため、市民の森として管理しているとあります。

先般、私ども会派でこの地を視察しました。草木がうっそうと生い茂り、トイレも閉鎖され、見晴らし台も、もはや見晴らせない状態にあり、植栽された木々も伸び放題という状態でありました。せっかく補助金を使いながら整備した森が、市民の憩える場所とはなっていません。条例の目的を実現するのにふさわしいとは言い難い状態にあるのではないかと思います。

特に多少は別に、年間200万円からの予算をかけていながらあの状態が精一杯だとするならば、もう一度条例の目的に合致するように再整備をしなければならないのではないのでしょうか。市単独では予算的に厳しいとすれば、水道施設や道路整備なども含めて、全体計画を見直して国の補助金と合致させながら再整備に向けた取り組みが必要ではないのでしょうか、市長の考えをお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市川雄次議員の御質問にお答えをいたします。

市内に眠っている宝ものに、もっと光を当てて活用することについてでございますが、御質問にもありましたように、にかほ市の自然、民俗芸能、歴史資料、先人などの各分野のたくさんの宝物がございますけれども、それらの掘り起こしや調査については、例えば鳥海山の歴史や自然、松尾芭蕉などについては象潟郷土資料館で、白瀬の関係であれば白瀬南極探検隊記念館で、仁賀保氏——仁賀保氏というのは殿様の仁賀保氏ですが——の歴史や斎藤宇一郎氏、斎藤憲三氏の資料については仁賀保勤労青少年ホームで担っているのが現状でございます。

池田修三さんの作品が注目されたことによりまして、市川議員が斎藤隆三さんについて情報を提供していただいたように、絵画や書など美術面で市内にはこのような作家がいる、こんな作品があるという情報が今後さらに市の方に寄せられてくるのではないかなとも考えております。そしてまた、現役でもすばらしい作品を描いている方もいらっしゃると思います。

しかしながら、御質問のように市が積極的に人や作品を発掘することは、現在の職員の体制的な面もございまして大変厳しい状況でございます。まずは芸術、文化、あるいは歴史的な分野別に、今回のように情報をいただいた状況に応じて調査などを進めていくことが、最も現実的ではないかなと思っております。したがって、斎藤隆三さんの作品などについては、さらにかほ市として情報収集など、あるいは調査をしてみたいと思っておりますけれども、今後は市の広報紙、こういうことも活用しながら情報の提供を呼びかけるということも大切ではないかな、そのように思っているところでございます。

芭蕉の森、九十九の森については、前段は担当部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、芭蕉の森、九十九の森の管理について私の方から答弁させていただきます。

今年度の芭蕉の森と九十九の森の保全管理委託の面積と委託料ですが、芭蕉の森は面積が13ヘクタールで委託料が210万6,000円となっております。また、九十九の森は面積が4.67ヘクタールで委託料が76万7,000円となっております。

委託の業務内容は、ともに景観の保全と散策上の安全を目的に、森林内や遊歩道の雑草等の刈り払いになります。現在は予算の範囲内で年1回、7月ごろに実施しておりますが、御存じのとおり秋ごろになりますと、やはり草木が繁茂している状況であります。また、今年は8月から9月までの渇水により、芭蕉の森にありますトイレに供給する井戸が枯れ、やむなく使用を禁止した次第であります。また、見晴らし台からの景色につきましても、市有地の森林の生長によって多少海岸までの眺めが阻害されている状況にあります。

このように遊歩道や作業道、トイレなどの施設は、整備後16年から25年ほど経過しており、老朽化が目立ってきております。これらの対策としましては、将来的な財政負担を考慮しながら、市民が頻繁に利用する場所を特定し、市の造林作業員による森林内の下刈りや見晴らし台付近の雑木の間伐などを行いたいと考えております。また、今年からは象潟地区地域振興協議会会員の皆さんの協力を得まして、遊歩道周辺の草刈りや階段の手直し等を実施いただいております。

今後も協議会会員の皆さんの御協力を得ながら、市民と一緒に景観の保全を図り、子供か

ら高齢者の方々が、いつでも気軽にこの森林公園でリフレッシュできるよう管理してまいりたいと考えております。

また、遊歩道、トイレ等の整備につきましては、県単独事業のふれあいの森整備事業、平成27年に黒潟地区の公園整備もそちらでやっていますとおり、その補助金を活用しまして機能保全に努めたいと考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 市川議員。

●9番（市川雄次君） まず、予定していたように再質問させていただきますが、ちょっと言いたいことはたくさんあります。

まずですね、斎藤隆三氏の方、確かに今、斎藤隆三さんという名前だけは出していますが、決してそれだけではないということだけは、まず御理解いただきたいというふうに思います。

まず、現議長ですね、菊地議長が当時私どもの会派の代表者であったときですね、池田修三氏の作品の活用を訴えて、例えば市の名刺などで活用するよというよな代表質問をしたことがあります。それが功を奏したかどうかは分かりませんが、以後、活用が頻繁に行われてくるようになってきておりました。

池田修三氏についてもう少し述べますと、確かにこれは相当昔から多くの人から評価され、知られる人物であったということは確かではございます。しかし、時代とともに何となく皆さんから忘れられていったというか、失礼な言い方になりましたけども、そう何となく消えていったというような感じになったんだと思うんです。それが今回の再脚光といいましょうか——が浴びて、しかも先般の10月1日の10周年式典では、市から感謝状、あるいは感謝及び敬意が示されたということです。言うなれば、私はこれで市の果たす役割というか、市の対応としては、一部着陸できたと感じております。では、今後何をやるかということで今回の質問になっているわけです。

もう一度、斎藤隆三氏に戻ってみますけれども、この斎藤隆三氏についてインターネットで調べてみました。そしたらですね、「あきた（通巻236号）」という、秋田の広報紙なんでしょうかね、1982年の元旦号に作品が使われ、その際のインタビューが最終ページに掲載されておりました。

また、2012年11月30日から2013年、おとし、さきおとしですね——の2月3日にかけて、秋田県立近代美術館（横手市）に収蔵されている作品の展覧会が開催され、その中に近代洋画家の一人として同氏の名前が掲載されておりました。この人の作品を活用するにはですね、私としては、市には収蔵品が少なすぎると、市に作品がなさすぎるということで、少し活用はしづらいのかなという雰囲気は持っています。

しかし、前述したようにですね、市で顕彰してあげれば、このような人たちを顕彰してあげれば、新たな地域資源、あるいは市民の誇りを醸成することができるのではないかなというふうに思うんです。ただ、私の言うように、ただいらずらにこれを求めていけば変な売り込みにもなりますから、收拾がつかなくなると思います。例えば先ほど市長が情報収集をと言いますが、收拾がつかなくなるとも懸念されます。

そこで私としては、職員の数足りないという市長の答弁がありましたけども、何も職員だけがやる必要はないと。当然ゲームにはプレイヤーがいますから、プレイヤーの数を多くしてあげれば

いいわけです。市内の芸術団体から評者や選者を選び、発掘作業に当たってもらうというような仕組みづくり、それによって検証を行い、市で活用していくという仕組みづくりでもいいのではないかなと思うんですが、何も市の担当職員だけが必ずやらなければいけないというものではないと思います。そういうような仕組みづくりもあっていいのではないかなと思うんですが、答弁を求めたいと思います。

芭蕉の森、九十九の森の管理についてですが、確かに287万3,000円ほどで二つの森を管理しているということではございます。先ほども言いましたように、条例の目的に合致した管理がなされているのかというと、それにはちょっと首をかしげたくならざるを得ません。象潟大竹間のルートというものもあります。向山から大竹の方面のイチジク団地の方への道路は、全くの未整備です。前の産業建設常任委員会からも、同ルートの整備が優先されるべきとの付帯意見が出されております。象潟大竹間を防災避難道とするべきとの見方もあります。そう考えたとき、今言ったようなただの管理ではなく、今回指摘した部分をもう一度面整備し直す必要があるのではないかと考えます。予算的には厳しいというお話もありましたが、繰り返しになりますが、議会からは象潟大竹間の整備の検討を求めていますので、未だ青写真すら書いていないとすれば、今後どうしていくつもりなのか再度答弁をお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 発掘作業については、市が直接やらなくとも芸文協、あるいはそういう方々を活用しての発掘作業という御提案がありました。これは相手もある話ですので、そのあたりはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

それから、芭蕉の森、九十九の森については、もう少し木が大きくなれば草も大分落ち着いてはくると思います。まだまだ木が小さい。これは県からやってもらった事業もありますが、旧象潟町時代に町民植樹祭ということで、シバグリとか、あるいはナラとかそういうことを植えましたけれども、まだまだもう少し生長するには時間かかるという状況でございます。ですので、先ほど部長が答弁したように、県の補助事業を活用しながら、全域という形にはならないにしても、使用頻度の多いところ、ここについては再整備をしてみたいと思っております。

それにあわせてまして道路整備の話も出てまいりました。象潟大竹線という形になりますが、恐らくはある程度の勾配を覚悟して、イチジク団地までできている部分につながりには、相当迂回をしなければなりませんので、九十九の森、あるいは芭蕉の森、特に芭蕉の森の方には、その道路の方はいかない可能性が高いと思います。これは、これまでのいろいろな質問の中でも答えてまいりましたけれども、前川象潟の道路をどうするのか、私はこれが一番優先であろうと思っております。これについては、できれば現道を活用したいんですが、九十九島という天然記念物があるために、それをさけて川沿いの道路を整備できるのか大変難しいところもありますので、前においては日沿道の象潟インターチェンジができて、その後の交通量がどう変わるのか、そういうことを見据えながら道路整備は進めてまいりたいと、そういう話でありました。ですから、それが1番で、2番はその次は象潟大竹線の方に取り組んでまいりたいと思っておりますが、時期的には国の交付金もだんだん少なくなっている状況にありますので、いつになるかは申し上げられませんが、そうした取り組

みはしてまいりたい、そのように思っております。

●議長（菊地衛君） 市川議員。

●9番（市川雄次君） 分かりました。ちょっと前後逆になりますけれども、芭蕉の森、九十九の森については、当分は使用頻度の高いところの草刈り等を重点的に行い、大きな改造を行っていく予定ではないということで認識していいということですか、後ほど御答弁ください。

そうした場合、道路の象潟大竹線、あるいは前川象潟道路について、今、市長はやっぱり前川象潟道路の方を優先させたい、それは前もおっしゃっていましたが、高速道路のでき上がった後の様子を見て、もう一度提案したいというような話もされていまして、それは分かっておりますけれども、一方で大竹線を望むというか、当然避難路として、象潟の元町地区に、各地区に、避難の高台等は整備しているのかもしれませんが、より高い避難地域となるのは、やっぱりあの地域、近場ではあの場所だと思いますので、やはり象潟大竹間のこの道路の整備というの、2番手と言え高い順位にはなるんでしょうけれども、やはり考慮の中では優先的に取り組んでもらいたいなというふうな思いはありますので、そこらも含めてちょっと答弁をいただきたいなと思います。

すいません、しつこいようですが、宝ものの方なんですけど、ちょっと別の視点からなんですけれども、これ、かつて旧町時代ですね、私、20年ぐらい前になるんですけども、スポーツ振興において旧町内のスポーツで活躍した人——ちょっと話ずれますが——や人や団体を顕彰するべきだと一般質問をしたことがあります。それまでスポーツ功労賞などスポーツ関係者に表彰していますが、それを視覚的に日常的に子供たちが目に触れる空間をつくり出してくれというようなことを述べたことがあります。その延長戦で実は数年前の一般質問で、今度、文化功労者の表彰と。スポーツだけの表彰でなくて文化功労者も表彰するべきだというような、顕彰すべきだというようなことを述べた記憶があります。

いずれにしろ、両方とも私は日常的に目に触れる、手に触れることができる空間、環境をつくってもらいたいというのが一つです。その理由は、子供たちに選択するための情報、あこがれを持ってもらえる将来の選択肢、あるいは基準をつくり出してほしいからということになります。今、にかほ市の宝として池田修三さん及び斎藤隆三さんはどうですかというお話はしていますが、当然それがただの芸術作品の展示というだけではなく、やはり一つには、今言ったように教育分野、あるいは観光ツールの分野として、あるいはコミュニティのシンボルとして、象潟地区、金浦地区、仁賀保地区ではないですけども、それぞれの地域にはやはり傑出した人物、作品があるんだということを、やはり私は広く世に広めていただきたいと、その結果、一つにはコミュニティのシンボルを生み出すことができると思います。

斎藤隆三さんという一例を出しましたけれども、あくまでもこれに固執しているわけではありません。今後の私は指針になると思い、これを挙げているだけです。先ほど市長答弁いただいておりますが、ぜひこれについて今後の市の姿勢としてやはり取り組んでいっていただきたいということで述べているので、そこら辺を御認識いただきたいなと思ひまして再質問とさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 象潟大竹線については、災害、そういうことも踏まえても、道路整備を早くやるべきだという内容の質問だと思いますが、今できているところでも、今想定される津波の高さからすると、あの部分でもまず安全な場所になるわけです。ですから、先ほど来申し上げておりますように、道路整備については、これ、合併協議の中での旧3町をつなぐという形での路線が象潟前川線でありますので、これについては先ほど申し上げましたような形の中で取り組んでいきたい。

そして今、北部工業団地に新しい工場もできていますので、これがやはり小出、院内、あちらの方から来る方も、これから相当増えてくるのではないかなというふうにして思っておりますので、そうした交通量を見ながら私は象潟前川線を整備していきたいものだと、そのように思っているところであります。その次には大竹線も十分考えていきますので、御理解をいただきたい。

それから宝もの、これ、斎藤隆三さんのやつは、先ほどお話のように、作品が余りないわけですね、市内に。池田修三さんの場合は、2,500点余りのものを遺族の方々から寄贈していただいて、それなりの作品があるわけですが、これからいろいろ調査を進めたいと思いますけれども、ただ、いろんな方の作品が、どこの線で宝物になるのか、どっからは宝物にならないのか、この線引きも大変難しいと思います。ですから、そういう知識のある方々と情報を交換しながら、斎藤さんの場合についてもさらに調査を進めたいものだと、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

●9番（市川雄次君） ありがとうございます。

●議長（菊地衛君） これで9番市川雄次議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩をいたします。再開を午後1時45分といたします。

午後1時32分 休 憩

午後1時44分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。5番奥山収三議員の一般質問を許します。5番奥山収三議員。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） この会議の一般質問で一番最後の質問になります。よろしく答弁の方、お願いいたします。

事前通告しておきました項目で、今回は九十九島の景観維持について、この項目を一つにして質問いたしますので、よろしくお願いたします。

私は九十九島の景観について今まで何度か質問させていただいておりますが、今回は少々違った観点から質問させていただきます。

にかほ市の自然景観における観光資源は、言うまでもなく鳥海山、中島台、九十九島、または勢至公園、さらに仁賀保高原等々がありますが、いずれもすぐれた景観が重要な観光資源です。そのような中でも最も景観が重要視されるのは、旧象潟町の天然記念物にも指定されている九十九島で

す。

しかしながら、九十九島はこの数年間で島周辺の耕作放棄地や減反による芦原が増え、景観を阻害する大きな要因となっております。年ごとにその芦原の面積は増えております。11月28日付けの新聞にも大きく、就農人口は5年間で51万人の減と。さらに、県内の耕作放棄地は3割増であるというような新聞報道もございました。

そのような中で6月定例議会で私の一般質問に、九十九島周辺の基盤整備の可能性もあり得るとの答弁でしたが、基盤整備となりますと、当然年数がかかり、5年、10年、すぐにできるものではありません。その間、芦原はさらに増え続けることと思われると同時に、芦原に対する早急な対策が求められます。このような現実を踏まえ、以下につき質問いたします。

(1) 芦原の対策について。

一つ目、今年の8月3日付けで「遊休農地の管理について」という文書が各地権者に配布されました。この文書に関して、私は当然こういう通知は出るものとは思っています。地権者に対しては、ただ放置しておくだけでなく、何らかの管理が当然必要になってくるわけですので、この文書に対してのとやかくものではございませんので、その点御理解いただくようお願いいたします。

その内容は、遊休地の管理、芦の刈り払い等の協力内容でしたが、その結果、どれほどの地権者が刈り払い等の管理を実施、協力されたのかお伺いいたします。

二つ目に、芦原の管理については数人の方から問い合わせをいただいております。その内容は、高齢、または女性のひとり住まいで、さらに年金生活等により経済面、または体力的な面から、とても管理はできないというような内容です。それで、さらにある方に言わせてみれば、もしこのまま放置した場合に何か罰則規定でもあるのかというようなことも尋ねられたこともあります。そのような方への対応は、どのようにされているのか。また、今後されようとしているのか、お伺いいたします。

三つ目に、このような状況のもとで管理困難な地権者に対し、何らかの助成、または支援等を考えているのかどうか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山議員の御質問にお答えをいたします。

芦原対策についての御質問でございますが、①については農業委員会の事務局長に答弁をさせます。それから、③については、担当の部長から答弁をさせます。

私からは②について答弁をいたしますけれども、6月定例議会一般質問で答えましたように、九十九島の周辺の景観を保持していくためには、農業経営の継続のためとあわせて基盤整備が必要だというふうなお答えをさせていただきました。確かに基盤整備の事業採択になって、できるまでには相当の時間がございますので、このあたりをどうしていくかということが、これからの大きな課題であろうかと思っております。これも前にもお話ししましたが、土地所有者が今お話あったように高齢で後継者がいない、あるいは普請の出役金の支払いが厳しい、そうした農家からは、農地を寄附をしたいというふうな農家も中にはあるわけでありまして。ですけれども、これまでは、やはり固定資産

税の関係もあるので受けてはきてはおりませんが、九十九島の景観を守っていくためにはどうするかということで、この寄附をしたいという方の受け入れができないかと考えております。そのためには、市は農地を持つことができませんので、にかほ市の農業公社、こういうものを立ち上げながら、この受け皿をつくってですね、そして農業公社と市で基盤整備ができるまでの間は管理していくと。管理していくこととなりますが、全体的にという場所よりも蚶満寺周辺の場所を特定したところ、あるいは著しく九十九島の景観が損なわれるような場所を特定していかなければなりませんけれども、その場合であっても、やはり土地所有者については、先ほどお話のようにやっぱり刈り払いは要請していかなければなりません。これはあくまでも個人の財産ですから、財産を主張して管理はできないということは、これは当然ちょっと無理な話でありますから、まずは管理をしていただきたい。その上で、どうしても私たちでは高齢で後継者もいないのでできないというのであれば、じゃあ例えば農業公社の方に、これは寄附をしてもいいという形のものについては管理をしていってもいいのではないかなと思っております。

じゃあ具体的にどう管理をしていくかとなりますが、これ③の部分にも入りますけれども、まずはそうした芦原の場所を特定して、ここの農地については農業公社の方に寄附をしてもいいですよと、そういう要請があれば、申出があれば、今、市で抱えている観光課とか農林水産課とか建設課、これに所属する作業員数十名いるわけです。これ、追加はできませんけれども、こうした作業員の方々を活用して刈り払いをしていくということも一つの方法ではないかなというふうにして考えています。

そしてもう一つは、やっぱり市民、ボランティア団体、こうした方々の協力を求める。組織化して協力を求めるというふうなことも考えられますけれども、いずれにしても市の税金を投入することになりますので、議会からも十分御理解をいただきながら対策を講じていかなければなりません。農業公社がいろんな形で寄附をいただいて集積した農地については、基盤整備が実施された場合において担い手の方にその農地を出してやる、そういう形の取り組みも必要でないかと、そういう形の中で景観保全をしていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、今後、そういう体制の構築に向けて取り組みをしてまいりたい、そのように思います。

なお、③の問題については、ちょっと答えましたから、③については担当部長からお答えをさせません。

●議長（菊地衛君） 答弁、農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（平野清克君） ①の、どれほどの地権者が刈り払いの協力をしたかについてのことでございますが、農業委員会で協力依頼文書を発送した地権者は95人であります。面積では38.4ヘクタールほどになります。

範囲についてでございますが、南は能因島——武道島の隣ですけども——能因島から、北は前川集落までを対象といたしました。一筆ずつの現地確認は行っておりませんので、何人の地権者が協力したかは把握しておりません。ただ今回、協力以来文書を発送した地区については、象潟地区担当の要員の目測で、9月までの間に約4ヘクタールから5ヘクタールくらいは刈り払いされていることを確認いたしております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今、市長の方から細かな答弁をいただきまして、この②でお話した芦原の管理については、対応、どのようにされるのか、また、されているかについてのその答弁として、それと③のこの助成、または支援等を考えているのかどうかという、これについて市長からは答弁いただいて、僕もちょっとほっとしたんですけど、二通りほどのやり方というか、二通り考えられるということで答弁を受けているわけですけども、公社と協力して数十名の作業員、そういう方で対応も考えられないことではないというようなこともお話されていまして、ぜひですね、これは観光地である以上は、やはり何らかの形で市長が先ほどおっしゃったように、文書として一応要請はしていかなければいけないんだというようなことは、もうもちろん僕も分かります。それと同時に、受け取った本人たちも、これは痛いほど分かっていると思うんですよ、多分。とはいえ、なかなか先ほどから言ってるように、経済的、体力的ということでできないと。だから何とかということで今回のこの質問になっているわけですけども、そういう中で今答弁受けたように、市民ボランティア団体の協力、これもどうなんだろうね、確かにそれも一つの方法かもしれませんが、やはりこう特殊な、特殊っていうんですかね、刈り払いとなると、やはりある程度の経験者、もしくはそれなりの体力のある人たちがやらなければいけないことになってくるわけですので、もちろんこういうボランティア団体がいれば、それにこしたことはないわけですけども、極力その公社、最初に市長がおっしゃった公社のその数十名、確かに税金投入になるので理解してもらうことも必要だというようなお話されてましたけども、いずれにしても、そのような前向きなですねやり方でもって、ぜひこの景観維持というものを成し遂げていただきたいと強くまず要望してこの質問は終わり、次の質問に移らせてもらいます。

これは、二つ目の九十九島の雑草の刈り払いについてという件に関しては、これは先ほど言ったその芦原の対応について、これはもうワンセットになると考えていいと思うんです。片方がきれいにしても——例えば島がきれいになっても周辺の田んぼが雑草、芦原だらけでは、これはぐあい悪いわけですし、逆に、それと全く逆に芦原はきれいになったと、田んぼがきれいになったとしても島の方が藪だらけになっていけば、またこれもぐあい悪いことですので、これは芦原の処理、対応、それと同時に九十九島の雑草の対応、それはワンセットとして考えるべきではないかなということで今回の質問にさせていただきました。

この九十九島の管理についての質問となりますが、このことは島の周辺の問題と同様に景観上、非常に大事な問題であります。既に周辺景観と島自体が一体化しておりますので、その景観を維持することが、まず大事であると先ほどおっしゃったことであります。

現在、九十九島の松を守る会が、この2年ほど前から新たな松の植栽は控えて、島々の草を刈り払い、景観維持と同時に、以前植栽した松が順調に生育できるように作業されております。その活動により、美しい島々の景観が維持されましたことは感謝するばかりです。

また、その刈り払いは、ほとんどが夏の暑い盛り、7月から8月にかけて行われますので、例えばハチやアブ、またはヘビ、そういう危険にさらされながらの作業になりますので、大変神経を使う作業だと僕自身もふだん感じております。

また、他団体での、島守等がその団体が担当する島の刈り払い作業を行っているようです。これは例えば続島なんかも、ほかの団体が行っているようですけれども、どうもその松を守る会の会員さんがやっている下刈りの方が、どちらかといえば自分たちが植えた松が分かりますので、植えた場所がですね。また、小さいうちは、随分それを注意を払って、極力植えた松は傷つけないように刈り払うわけですけども、ほかの団体の方が刈り払いを行う場合は、どうしても新たに植えた松、植栽された松がですね、まだ小さいので、雑草に隠れてしまっている。となると、ややもすれば、そのせつかく植えた松も、ちょっと間違っ刈ってしまうと、そういうようなことがまま見受けられるような状況です。

それと、以前、緊急雇用事業により各島々が刈り払いされて、美しい景観が保たれた時期もありましたが、松を守る会の方が行っている作業は林野庁交付金事業で行われ、この事業も平成27年度、今年度で終了ということです。そのような事情を踏まえた上で、下記につき質問させていただきます。

一つ目、この林野庁交付金事業は今年度で終了しますが、今後この事業に代わる何らかの助成制度等で九十九島関連に使用できる制度の有無を伺います。

二つ目、今までの3年間、九十九島の景観維持に貢献された九十九島の松を守る会が、今後も今まで同様に刈り払いできるよう、もしこの——1番のあれに、答弁に引っかかってくるわけですけども、もしそういう1番目で尋ねている助成の制度がないとするならば、市である程度予算化し、頑張っ管理していただくべきと思いますが、市の考えをお伺いします。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午後2時05分 休 憩

午後2時06分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

奥山議員。

●5番（奥山収三君） じゃあ先ほどの3番目の件で、公社に90名、何名——。

●市長（横山忠長君） 数十名。

●5番（奥山収三君） はい、分かりました。

●議長（菊地衛君） そういうふうに訂正をいたします。（該当箇所訂正済み）

答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、二つ目の質問についてでございますが、これについては教育委員会の教育次長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） そうすれば、私の方から九十九島の雑草の刈り払いについてという御

質問についてお答えしたいと思います。

はじめに、一つ目の制度の有無についてでございますけれども、平成25年度から実施しております九十九島の松を守る会が助成を受けた林野庁交付金事業というものでございますけれども、森林・山村多面的機能発揮対策交付金というものでございます。これは、森林の多面的機能を維持していくためには、山村地域の住民が協力して保全管理や森林資源の利活用をする体制を整えることが不可欠であることから、地域住民が中心となった民間組織が実施する森林の保全管理等に取り組むということに対しての一定の補助というものを国が支援する事業でございます。現在のところ、この制度以外に天然記念物の下刈りなどに対する補助制度は見当たりません。

この事業は、申請した場所を3ヵ年継続して実施することが条件ということになっております。九十九島の松を守る会では、地域環境保全タイプというものに申し込みをいたしまして、助成単価が1ヘクタール当たり16万円の交付がなされております。

平成25年度（初年度）には八つの島、4ヘクタールで行われております。これには64万円の交付金が出されております。平成26年・平成27年には、多少範囲を拡大しまして16の島、6ヘクタールで実施しております。これには96万円の助成を受けております。そして下刈りを実施してきております。

制度の条件であります3ヵ年を経過したことから今年度で終了いたしますけれども、先般、林野庁の交付金事業について説明会がありまして、平成25年度から平成27年度まで行った別の島であれば事業を継続することが可能ではないかという情報もありましたので、とりあえず検討しているところでございます。これは松を守る会の意向もありますので、例えばこれまで実施してきた16の島とは別の島を計画しまして、3ヵ年間に実施した島については、逆に市が発注しております国指定天然記念物象潟の下刈り事業で実施すると、いわゆるチェンジするということですが、そういう形で実施できないかということで、その事業、あるいはほかの補助制度を、可能性を探りながら取り組んでいきたいと今考えているところでございます。

二つ目の、これがどうしても見つからないということで、今後も市の方で予算化してということでございますけれども、これまで九十九島の松の木も松くい虫ということで被害が多くなりまして、多くの松の木、伐倒駆除されたことから、九十九島の松を守る会では、現在は松苗の植樹と、その育成を中心に活動していただいております。松苗の植樹についても、同じ九十九島の地内から、松から種を取りまして苗を育てて植樹していただいているということのようであります。当然、松苗が順調に育つようにして下刈りが必要でありますことから、今回、林野庁の交付金事業を受けて取り組んできたものでございます。

松を守る会の方々の知識と経験に基づいた作業は、九十九島の景観維持のためにも不可欠なものでありまして、協働のまちづくりを推進する上でも、市と会が一体となって継続していきたいと考えております。そのためにも、可能な限り市の予算も投じながら、また、今後も国・県の補助制度も探り活用しながら、景観維持に今後も努めてまいりたいと思います。以上です。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 非常に具体的な答弁で、さらに前向きな答弁でしたので安心いたしました。

いずれにしても、先ほど来言ってるように、この旧象潟町の観光資源と言え九十九島、あ

とは鳥海山ですか、中島台、これはにかほ市全体のことなんですけれども、この景観が非常に大事なことになっておりますので、ぜひ絶えることなくその景観維持に力を注いでいただくよう、私の方からお願いして一般質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで5番奥山収三議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時12分 散 会
